（様式第１５／委託事業の成果の標記）

委託事業の成果の標記

委託事業に係る成果報告書の「委託事業の成果の標記」については、次によるものとする。

＜成果報告書＞

本報告書は、文部科学省の教育政策推進事業委託費による委託事業として、東川国際文化福祉専門学校(以下「東川国際」という。)が実施した令和 7 年度「専修学校の国際化推進事業」の成果をとりまとめたものです。

＜その他のすべての成果物＞

本成果報告書は、文部科学省の教育政策推進事業委託費による委託事業として、東川国際が実施した令和 7 年度「専修学校の国際化推進事業」の成果物です。

成果報告書

はじめに

東川国際は、少子高齢化が急速に進行する中にあって、本校が将来にわたり持続的に存続するとともに、地域福祉を担う人材を安定的に確保し、住民福祉の向上を図るという自治体の主要な任務と一体となって取り組むことを目指している。

このため、東川町と連携し（学校法人北工学園と写真文化首都「写真の町」東川町による未来づくりに関する協定書及び同協定書に基づく確認書　別添 1 の通り）、さらに道内各地の自治体等へも働きかけながら、「共に」福祉人材を育成する「外国人介護人材育成支援協議会(以下「協議会」という。の構築に努めている。2019 年入学の学生が本年度で修了を迎えることを一つの節目とし、外国人福祉人材が地域に定着し、「会話・支え合いの輪・融和」を基盤とする環境の中で、地域住民との間に壁のない、公平で開かれた社会環境を形成することに貢献できる人材の育成を目的としている。

本事業は、北海道ひいては日本の地域におけるモデルとなることを視野に入れ、展開を図るものである。特に重点を置いているのは、入学から卒業後に至るまでの一貫した育成・支援体制の充実である。以下は、グローカルキャリアセンターがチームとして令和 8 年度に向けた組織体制の整備および事業推進の柱となる方針の策定に取り組んだ成果を取りまとめたものである。協議会規約などは以下の通り。

ア、協議会規約

外国人介護福祉人材育成支援協議会規約

（設置）

第１条　日本国内における少子高齢化の進展に伴い、不足する優秀な介護福祉人材を確保するため、自治体と介護福祉士養成施設（以下「養成施設」という。）及び社会福祉施設等（以下「福祉施設等」という。）が一体となって外国人及び国内の介護福祉士を育成し、介護現場で活躍する人材を輩出することを目的に、外国人介護福祉人材育成支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の業務）

第2条　協議会は、前条の目的達成のため次の業務を行うものとする。

（1）海外及び国内の介護福祉士を目指す人材（以下「志願者」という。）の受入体制の構築に関すること。

（2）志願者と福祉施設等とのマッチング及び相談業務に関すること。

（3）志願者の募集及び情報発信等に関すること。

（4）就職後のアフターフォロー及び調査に関すること。

（5） その他、目的達成のために必要なこと。

（協議会の構成）

第3条　協議会は、設置の目的に賛同する自治体及び養成施設並びに福祉施設等により構成する。

２　会員の区分は次の各号に定めることとし、協議会の決定事項については正会員の議決により決定する。

①　正会員　志願者に奨学金を貸与することを決定した自治体及び福祉施設等

②　賛助会員　協議会の趣旨に賛同し、将来正会員になろうとする自治体及び福祉施設等

③　養成施設　介護福祉士を養成する学校等

３　会員は、年会費等必要な額を協議会に納付しなければならない。

（役員）

第4条　協議会の役員として次の役員を置き、任期は2年とする。

２　会長　1名　副会長　2 名　理事　若干名　監事　2 名

３　当分の間協議会の会長は東川町長が務めることとし、副会長、理事及び監事は正会員の互選とする。

４　会長は、協議会を代表し、会務を総括し、会議の議長となる。

5　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
6　理事は、協議会の事業内容について審議する。
7　監事は、協議会の会計を監査する。
（会議）
第5条　協議会の会議は、総会、役員会とし、出席者の過半数で決する。
2　総会は、会計年度ごとに開催する定期総会と、会長が必要と認めた時に開催する臨時総会とする。
3　役員会は、会長が必要と認めた時に召集する。
（外部有識者）
第6条　会長は、業務の推進に必要と認める場合は、オブザーバーを置くことができる。
（会計）
第7条　協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月 31 日までとする。
（事務局）
第8条　協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
2　事務局は、学校法人北工学園東川国際文化福祉専門学校事務局内に置く。
（委任）
第9条　この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
この規約は、平成 30 年 12 月 11 日から施行する。
附　則
この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この規約は、令和 5 年 6 月 6 日から施行する。
附　則
この規約は、令和7年7月3日から施行する。

イ、協議会参加自治体

（正会員）
1、 東川町　2、幌加内町　3、鷹栖町　4、浜頓別町　5、愛別町　6、滝上町　7、枝幸町　8、美瑛町　9、南富良野町　10、豊富町　11、湧別町　12、幌延町　13、中川町　14、礼文町　15、紋別市、16、中頓別町　17、津別町　18、黒松内町　19、富良野市　20、比布町　21、稚内市　22、共和町　23、島牧村　24、剣淵町　25、中富良野町　26、和寒町　27、猿払村　、28、当麻町　29、初山別村　30、西興部村　31、福島町　32、利尻富士町　33、秩父別町
（賛助会員）
1、美深町　2、木古内町　3、旭川市　4、東神楽町　5、苫前町
（オブザーバー）
1、 北海道福祉部　2、上川総合振興局　社会福祉課　3、北海道社会福祉事業団　4、北海道社会

福祉協議会

ウ、役員名簿

役職	所属	職名	氏名	備　考
会長	東川町	町長	菊地　伸	
副会長	鷹栖町	町長	谷　寿男	
	幌加内町	町長	細川　雅弘	
理事	東川国際	理事長	磯田　憲一	
	旭川福祉事業会	施設長	東　賢秀	
	さつき会	施設長	波潟　幸敏	
監事	ひだまりの里	施設長	木村　勝昭	
	寿光会	施設長	松林　是倫	

東川町が定める海外事務所との連携

本校は、東川町が設置する海外留学生募集事務所と連携するとともに、独自のルールに基づき、海外の関係事務所および教育機関とも協力体制を構築している。「世界の有能な人材を地域の未来へ」をスローガンに掲げ、福祉人材等の育成に努めているところである。 なお、下記備考に記載のとおり、東川町および本校と直接的な関わりの中から起業設立された事務所が多く、相互の信頼関係は厚い。これらの連携は、「共和・共生・共栄」の視点を基盤とした事業展開を基本方針として実施している。

国等の名前	海外事務所	代表	備考
タイ	北工学園留学生支援ｾﾝﾀｰ	小田　哲	旭川市から紹介
中華人民共和国	上海道草文化有限公司	王　雪	元東川 CIR
台湾	台湾東川事務所	富田　恭敏	東川企業の紹介
ベトナム	CMG グループ株式会社	TON NU DIEM THU(Ms)	元東川町 CIR
大韓民国	EJC 外国語学院	金　宣延	本校留学生
インドネシア	Japan Study Pass	Fitria	本校留学生
ミャンマー	丸い日本語センター	Tin Moe Myaing	写真家紹介

一貫した受入と支援体制の創設 （平戸　大野　富塚）

入学前から就職後に至るまでの一貫した支援体制を構築し、地域福祉サービスの向上および持続化を図ることを目的として、令和 7 年 10 月 1 日より内部での十分な検討を経て、グローカルキャリアセンターを創設した。本センターは、グローバル

（世界）とローカル（地域）を結ぶ「グローカル」な機能を担い、有能な人材が地域の未来を支える存在となるためのキャリア形成を視野に入れた総合的支援拠点としての役割を目指している。　また、地域の人々との「対話」「支え合いの輪」「融和」という三つの“Wa（和・輪・話）”を重点理念に掲げ、日常的に「お互いの顔が見える」交流活動が地域生活の一部として自然に展開されるような取組にも挑戦していく。　これらの取組を通じて、外国人福祉人材が地域住民として定着し、人口の確保、福祉サービスの維持、地域内消費の拡大等に寄与することで、地方創生および地域活性化への貢献を目指すものである。　グローカルキャリアセンター設置要綱は下記の通りである。

令和 7 年 10 月 1 日　スタートしたグローカルキャリアセンター機構と業務内容

役職	氏　名	業務内容
センター長	平戸　繁	グローカルキャリアセンター運営円滑化総合統括
次長	大野　勝治	センターが担う業務の整理と規約や要綱等の策定と整理
統括部長	富塚　稔	事前教育、オンライン、留学生支援、相談と就職斡旋業務等
広報等	山本　大貴	海外学校との協定、学生募集、事前教育
	清水　孝	キャリア形成のためのコミュニケーシヨン能力向上
	石川　英樹	キャリア形成のための北海道の冬を生かせる計画策定中
民間派遣職員	堂馬　一人	民間介護施設勤務の経験を活かした総合的な支援

注:総合的かつ基本的な要綱等の策定に当たった大野次長は退職、1 名は育児休業予定、民間派遣職員の堂馬一人は職場復帰となっており、今年策定した計画を着実に実現していくためには職員の補充と日本語学科や介護福祉科とのより一層強化した連携が必至となっている。

グローカルキャリアセー設置要綱　（大野、富塚）

（目的）

第 1 条　本校は、地域と海外をつなぐハブとしての役割を果たすため、外国人留学生に対する日本語事前教育から、本校での専門職教育、さらには卒業後の就職支援に至る一貫した支援を行うことを目的として、グローカルキャリアセンター（以下「センター」という。）を設置する。

（業務）

第 2 条　センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

1. 海外における日本語事前教育の企画及び実施
2. 本校における日本語教育、介護福祉等の専門職教育との連携
3. 学生の進学・就職支援及びキャリア形成に関する指導
4. 卒業生に対する定着支援及びフォローアップ

5. 国、地方自治体、関係団体との連携及び交付金・助成金等の申請・管理
6. 産学官連携による地域社会への貢献活動
7. その他センターの目的を達成するために必要な業務

（組織）

第 3 条　センターに次の職員を置く。

1. センター長　1 名
2. 次長　1 名
3. 部長　　若干名（日本語教育担当、介護福祉教育担当、就職支援担当）
4. 事務局員

2　センター長は本部常務が兼務し、次長及び部長は校長が任命する。

（運営）

第 4 条　センターは、学内関係学科等と連携して運営するとともに、地域社会、海外教育機関及び受入事業所との協力を推進する。

（財源）

第 5 条　センターの運営に要する経費は、職業紹介業務や国や地方自治体等の交付金、その他の収入をもって充てる。

（附則）

第 6 条　本要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

採択後、グローカルキャリアセンター設立準備及び本的な計画策定等の取組は以下の通り　　報告者グローカルキャリアセンター次長　大野　勝治

なお8月は28日の契約となっており、受託事業の進め方などの協議が中心となっている。

（9月）

大区分	スタッフの主たる業務
治体連携型 国際介護福祉士育成及び定着推進事業	1、 外国人介護福祉人材育成協議会運営と相談業務 参加自治体からの相談業務　奨学金支援ほか 2、 地域定着のための支援策の見直し検討と素案作成 介護人材育成支援ための支援策の見直し検討案作成 3、 外国人福祉人材が北海道で勤務定着のための資格取得のための支援策 介護及び特定技能「介護」従事者の運転免許取得支援策 4、 特定技能「介護」希望者の相談及びマッチング 5、 介護福祉士を目指す海外留学予定者の事前研修(韓国) 6、 オンライン教育実施のための準備 インドネシア　3 か所 7、 キャリア形成のための講座試行など(地域定着支援の一つ) そば打ち体験、英語コミュニケーション講座の準備 クロスカントリースキー部立ち上げ準備 8、介護福祉士の安定育成のための調査活動準備(カンボジア) 9、次年度入学予定者調査と自治体が必要とする人員把握準備 介護福祉士及び特定技能「介護」 10、地域定着のためのお試し等交流機会の創設準備 11、10 月入学予定者の寮手配と学生意向把握 12、準備学生の日本語能力向上のためのプログラム作成準備

（10月）

大区分	スタッフの主たる業務
携型 国際介護福祉士育成及び定着推進事業	1、外国人介護福祉人材育成協議会運営と相談業務 参加自治体からの相談業務　奨学金支援ほか 2、地域定着のための支援策の見直し検討と素案作成 介護人材育成支援ための支援策の見直し検討案作成 3、外国人福祉人材が北海道で勤務定着のための資格取得のための支援策 介護及び特定技能「介護」従事者の運転免許取得支援策 4、特定技能「介護」希望者の相談及びマッチング 5、介護福祉士を目指す海外留学予定者の事前研修(中国)準備 6、オンライン教育実施のための準備 インドネシア　3 か所 7、キャリア形成のための講座試行など(地域定着支援の一つ) そば打ち体験、英語コミュニケーション講座の準備 クロスカントリースキー部立ち上げ準備 8、介護福祉士の安定育成のための調査活動準備(カンボジア) 9、次年度入学予定者調査と自治体が必要とする人員把握準備 介護福祉士及び特定技能「介護」 10、地域定着のためのお試し等交流機会の創設準備 11、10 月入学予定者の寮手配と学生意向把握 12、準備学生の日本語能力向上のためのプログラム作成準備

（11 月）

大区分	スタッフの主たる業務
自治体連携型 国際介護福祉士育成及び定着推進事業	1、外国人介護福祉人材育成協議会運営と相談業務 参加自治体からの相談業務　奨学金支援ほか 2、地域定着のための支援策の見直し検討と素案作成 介護人材育成支援ための支援策の見直し検討案作成 3、外国人福祉人材が北海道で勤務定着のための資格取得のための支援策 介護及び特定技能「介護」従事者の運転免許取得支援策 4、特定技能「介護」希望者の相談及びマッチング 5、介護福祉士を目指す海外留学予定者の事前研修(中国)実施 6、オンライン教育実施のための準備 インドネシア　3 か所 7、キャリア形成のための講座試行など(地域定着支援の一つ) そば打ち体験、英語コミュニケーション講座 クロスカントリースキー部立ち上げ準備 8、介護福祉士の安定育成のための調査活動準備(ミヤンマー) 9、次年度入学予定者調査と自治体が必要とする人員把握準備 介護福祉士及び特定技能「介護」 10、地域定着のためのお試し等交流機会の創設準備 11、令和 8 年 4 月入学予定者の寮手配と学生意向把握 12、準備学生の日本語能力向上のためのプログラム作成準備

（12 月）

大区分	スタッフの主たる業務
自治体連携型 国際介護福祉士育成及び定着推進事業	1、外国人介護福祉人材育成協議会運営と相談業務 参加自治体からの相談業務　奨学金支援ほか 2、地域定着のための支援策の見直し検討と素案作成 介護人材育成支援ための支援策の見直し検討案作成 3、外国人福祉人材が北海道で勤務定着のための資格取得のための支援策 介護及び特定技能「介護」従事者の運転免許取得支援策 4、特定技能「介護」希望者の相談及びマッチング 5、介護福祉士を目指す海外留学予定者の事前研修準備(ベトナム)実施 6、オンライン日本語教育実施 日本語教育スキルアップと質の確保。インドネシア　3 か所 7、キャリア形成のための講座試行など(地域定着支援の一つ) そば打ち体験、英語コミュニケーション講座 クロスカントリースキークラブ設立総会の開催及び北海道内大会（名寄・音威子府）PR・勧誘活動 8、介護福祉士の安定育成のための調査活動準備(ミヤンマー) 9、次年度入学予定者調査と自治体が必要とする人員把握準備 介護福祉士及び特定技能「介護」 10、地域定着のためのお試し等交流機会の創設準備 11、令和 8 年 4 月入学予定者の寮手配と学生意向把握 12、準備学生の日本語能力向上のためのプログラム作成準備

（1月）

大区分	スタッフの主たる業務
自治体連携型 国際介護福祉士育成及び定着推進事業	1、外国人介護福祉人材育成協議会運営と相談業務 参加自治体からの相談業務　奨学金支援ほか 2、地域定着のための支援策の見直し検討と素案作成 介護人材育成支援ための支援策の見直し検討案作成 3、外国人福祉人材が北海道で勤務定着のための資格取得のための支援策 介護及び特定技能「介護」従事者の運転免許取得支援策 4、特定技能「介護」希望者の相談及びマッチング 5、介護福祉士を目指す海外留学予定者事前研修(ベトナム)実施 6、オンライン日本語教育実施 日本語教育スキルアップと質の確保。インドネシア　3 か所 7、キャリア形成のための講座試行など(地域定着支援の一つ) そば打ち体験、英語コミュニケーション講座 クロスカントリースキークラブのアスリート及びビギナー講座、ジュニア講座 8、介護福祉士の安定育成のための調査活動準備(ミヤンマー) 9、次年度入学予定者調査と自治体が必要とする人員把握準備 介護福祉士及び特定技能「介護」 10、地域定着のためのお試し等交流機会の創設準備 11、令和 8 年 4 月入学予定者の寮手配と学生意向把握 12、準備学生の日本語能力向上のためのプログラム作成準備

（2月）

大区分	スタッフの主たる業務
自治体連携型 国際介護福祉士育成及び定着推進事業	1、外国人介護福祉人材育成協議会運営と相談業務 参加自治体からの相談業務　奨学金支援ほか 2、地域定着のための支援策の見直し検討と素案作成 介護人材育成支援ための支援策の見直し検討案作成 3、外国人福祉人材が北海道で勤務定着のための資格取得のための支援策 介護及び特定技能「介護」従事者の運転免許取得支援策 4、特定技能「介護」希望者の相談及びマッチング 5、介護福祉士を目指す海外留学予定者事前研修(次年度準備) 6、オンライン日本語教育実施 日本語教育スキルアップと質の確保。インドネシア　3 か所 7、キャリア形成のための講座試行など(地域定着支援の一つ) そば打ち体験、英語コミュニケーション講座 クロスカントリースキークラブのアスリート及びビギナー講座、ジュニア講座 8、介護福祉士の安定育成のための調査活動の実施(ミヤンマー) 9、次年度入学予定者調査と自治体が必要とする人員把握 介護福祉士及び特定技能「介護」 10、地域定着のためのお試し等交流機会の創設準備 11、令和 8 年 4 月入学予定者の寮手配と学生意向把握 12、準備学生の日本語能力向上のためのプログラム作成準備

課題の整理と今後の対応方針（大野・富塚）

グローカルキャリアセンターでは、これまでの取組を踏まえて課題を整理するとともに、課題解決に向けた対応策を着実に推進する方針である。

（課題）

1. **学業および生活支援の継続**

入国前から卒業後までの一貫した伴走支援体制の構築（国家試験不合格者に対する職場教育支援を含む）。

2. **留学生支援に係る負担の軽減**

自治体および施設等による支援に加え、北海道等からの追加支援の確保。

3. **地域定着の推進**

地域住民や職場の入所者・職員との「対話」「支え合いの輪」「融和」という三つの“Wa”の定着に向けたスキルアップ支援および、本人の地域定着に対する強い意識の涵養。

4. **職場における孤立防止**

外国人職員が単独配置となることによるストレスや不安を軽減するための複数人雇用の促進。

5. **安定的な介護福祉人材の確保**

多国分散型による安定確保の推進および、特定技能「介護」人材の育成とチーム体制の構築。

（具体的対応策）

1. **留学生支援内容の見直し**

ア. 自治体負担の軽減および学生本人の学習・就労意欲の持続を図るため、「給付型」から「給付型＋　貸与型」支援への移行。

イ. スキルアップ支援として、母国での運転免許取得支援および日本における交通ルール遵守講習の徹底。

ウ. 日本における生活文化習得支援の充実。

2. **入学前教育の推進**

ア. 事前オンライン教育の実施。

イ. 介護職への理解促進および北海道における就労環境の体験的学習の実施。

3. **職場マッチングおよび支援自治体の決定**

ア. 早期に就労先自治体等を決定するためのマッチング体制の強化。

イ. 自治体訪問、実習および交流体験の実施。

4. **日本語教育機関と介護人材養成施設との連携強化**

ア. 本校が日本語学科を併設している強みを生かした高度な人材育成。

イ. コミュニケーション能力の高い特定技能「介護」人材および介護福祉士の育成。

ウ. 特定技能「介護」人材に対する国家資格取得支援体制の確立。

5. **同一国からの複数人雇用の実現**

ア. 支援体制および日本語教育の充実により学生数の安定確保を図り、複数人雇用を推奨。

イ. 地域を担う福祉人材の確保と、地域おこし協力隊制度を活用した地方創生の一環としての雇用実現。

ウ. 地域おこし協力隊として 2 年以上就労した者が他地域での就労を希望する場合の調整・連携体制の充実。

なお、令和 7 年度は受託契約締結日が令和 7 年 8 月 28 日となったことから、当該年度においては、次年度以降を見据えた課題整理および定着化に向けた試行・調査活動を中心に実施した。あわせて、具体的な事業展開に向けた基礎的施策の立案を行い、協議会会員への周知および意見交換に努めたものである。

海外の自治体や学校等との連携 （富塚　山本）

1. 国外の学校との連携

本年度はインドネシアを重点国として事業を展開しているが、次年度以降はミャンマーやカンボジア等も視野に入れ、多国分散型による人材育成体制の構築を図る方針である。 また、本年 2 月下旬にはミャンマーの学校 4 校を訪問し、具体的な連携協定の締結を目指す予定である。

1、チルボン看護大学	インドネシア		
2、ダナン外国語センター	ベトナム		
3、チルマイフジインドネシア	インドネシア		
4、Japan Study Pass	インドネシア		

2、海外行政機関との連携

名称	内容	締結日
ガルト県	東川町との提携	2025 年 12 月 17 日提携

ガルト県と東川町との提携により、本校ではガルト県にあるJapan　Study　Passと連携し、ガルト県内にある優秀な学生を介護職人材として養成するため、事前教育の試行を始めている。

留学生支援の見直しと経過（大野　富塚　山本）

2019 年の協議会発足時に定めた支援内容について、令和 6 年度に見直しおよび改正を行った。改正の主な理由は、物価高騰および円安の進行への対応に加え、スキルアップ支援の充実を通じて、より優秀な人材の育成と地域定着を一層推進するためである。 この見直しにより、自治体による留学生支援額は年間 1,200 千円の増額となり、大幅な拡充を図る内容となっている。

（現行）

区分	1 年目	2 年目
学　　費	1,160 千円	1,060 千円
教 材 費	152 千円	252 千円
寮　　費	828 千円	828 千円

⇨

（見直し後）

区分	1年目	2 年目
学　　費	1,160 千円	1,060 千円
教 材 費	152 千円	252 千円
寮　　費	828 千円	828 千円

生活支援費	360 千円	360 千円
計	2,500 千円	2,500 千円

生活支援費	1,200 千円	1,200 千円
資格取得費等	360 千円	360 千円
計	3,700 千円	3,700 千円

※ 各区分において過不足が生じる場合は区分間で流用することができる。

（生活支援費）

360 千円（月額 30 千円）から 1,200 千円（月額 100 千円）に増額する。

（資格取得費等）

1. 地域（就労先）定着や本人のキャリアアップのために、就学中に「普通自動車運転免許」や就労先にて活かせる資格等を取得するための費用を支援する。
2. 日本語能力向上のための様々な機会を提供し、その費用等を支援する。
3. 優秀な介護希望学生を多く獲得するために、諸外国学生への周知・啓蒙などの招致活動や情報発信などに要する費用等を支援する。

○ 正会員年会費について

（現行）

年 会 費	300 千円

（見直し後）

年 会 費	20 千円

正会員の年会費を減じ、代わって北工学園、東川町立日本語学校、学生寮などの東川町内団体から新たな負担をお願いする予定し、令和 6 年度からは東川町、寮施設 2 所、運転免許学校及び本校が負担している。

令和 6 年 4 月時点における寮費は月額 69,000 円であったが、令和 7 年 4 月からは月額 89,000 円となり、年間 240,000 円の増額となっている。 一方で、資格取得に係る経費の縮減を図るなどの工夫により、自治体からの支援額の増額を求めることなく、従前と同額での支援を継続できるよう努めている。

2. 支援制度の再見直しについて

前記 1 の見直し・改正は令和 6 年 4 月 1 日から施行している。支援にあたっては、卒業後 5 年間の就労継続を目標としているが、近年、就職後 2 年程度で離職する者が増加する傾向も見受けられることから、中途離職防止に向けた対策強化を求める声が高まっている。 異文化環境下での就業には、さまざまな不安やストレスが伴うことを踏まえ、これらを早期に解消し、自治体および職場文化への円滑な適応を促進するとともに、地域定着を一層推進するため、次の視点から育成・支援体制の再構築を進めている。

ア. 留学生に対する学業および生活支援の充実

イ. 職場内の良好な人間関係の構築および地域住民との交流促進

ウ. 孤立防止に向けた体制整備

1、「介護福祉士」留学生支援と最低就業目標

区　分		改正前	改正後	備考
1.最低就業期間		5 年間	**3 年以上**	期間短縮
2.留学生支援		3,700 千円	**3,700 千円**	総額変更なし
内訳	特別交付税 留学生支援	3,700 千円	**2,860 千円**	自治体の予算措置 実質負担額　740～572　▲168
	北海道社会福祉協議会貸与		**840 千円**	北海道の予算措置(継続の動機付) 3 年勤務後返還免除
1.　留学生支援		3,700 千円	**3,700 千円**	北海道が予算措置「無」継続

注:ア，社会福祉協議会の修学資金貸与の保証人は本校が担う。

イ、一方、北海道に対して社会福祉協議会への委託支援額の増額を要請しているが、今のところ実現すると見込んでいる。

ウ、3 年以内に特別な事由により離職した場合は、留学生再教育支援費として協議会から 3 年に至らなかった期間 1 年につき 20 万円を交付する。

2.　特定技能「介護」人材育成

東川町との連携のもと、同町はふるさと納税を活用した「日本福祉人材育成事業」を立ち上げ、全国的に不足している福祉人材の育成に対し、積極的な支援を行っている。本事業では、日本語能力 N3 相当レベルの到達を目標とし、実践的なコミュニケーション能力を備えた人材の育成を目指している。 また、同町は、ふるさと納税の使途について、「地元住民」「全国から納税いただく方々」「留学生」のいずれにとっても有益となる“三方良し”の理念に基づき、事業を展開してきた。 なお、支援内容および令和 7 年度における特定技能「介護」人材の育成予定人数は 8 名であり、国別内訳等は次のとおりである。

ア、特定技能「介護」支援の内容

留学生支援内容	金額	備　　考
1.授業料	1,000	東川町のふるさと納税の活用として住民だけがサービスに良くするものには充当せず、納税者を含めた広く多くの人々の幸せづくりに役立つものに充当している。その一つである。充当することにより、東川の人口、消費及び雇用確保に間接的に貢献している。
2.寮費	1,080	
3 生活支援	360	
4.在留資格等の相談	40	
合　計	**2,500**	

登録支援料は月額 1.5 万円としている。

参考として、正会員および海外事務所に対して周知している内容は、以下の通りである。

正会員宛て文書案内

自治体向け改定通知文（案）

各自治体 介護福祉担当課長 様
（関係各位）

外国人介護福祉人材育成支援協議会
会長（東川町長） 菊地 伸

平素より、本協議会の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本協議会が実施しております「外国人介護福祉人材育成支援制度」につきましては、これまで自治体のご支援（特別交付税措置）により、給付型奨学金として運用し、多くの外国人介護人材を育成・輩出してまいりました。

一方、近年においては、卒業後の就労が一定期間に満たない事例が散見される状況となっており、地域への中長期的な定着をより一層促進する観点から、制度運用の一部見直しを行うことといたしました。

1 制度改定の概要

本改定では、従来の自治体による給付型支援を維持したうえで、北海道社会福祉協議会が実施する「介護福祉士等修学資金貸付制度（貸与型）」を一部併用する仕組みを導入いたします。

- 支援総額は従来どおり維持
- うち一部（168 万円相当）を道社協貸与型修学資金として活用
- 道社協貸与分については、3 年間の継続就労により返還免除

とするものであり、自治体の財政負担軽減と、学生本人の就労意識向上の両立を図ることを目的としています。

2 就労期間の考え方について（重要）

本制度における**就労期間の考え方**について、誤解が生じないよう以下の点を明確にいたします。

- 本協議会の奨学金プログラムは、**卒業後「原則 5 年間」の就労を前提**として設計されています
- この「5 年間」は、給付型奨学金の返還義務を伴うものではなく、**制度の趣旨（地域定着）に基づく参加前提・期待期間**として位置付けられるものです
- 一方で、「3 年間」という期間は、**北海道社会福祉協議会の貸与型修学資金に係る返還免除の判定基準**であり、
 本制度全体の就労期間を 3 年間に短縮するものではありません

したがって、**「3 年間就労すれば本制度上も問題ない」「5 年就労は不要である」**
という趣旨ではないことを、あらかじめご理解くださいますようお願いいたします。

3 今後の運用について

本協議会および関係教育機関（北工学園）においては、今後も引き続き、学生に対して

- 本制度は「5 年間の地域定着」を目指すものであること
- 道社協貸与分の返還免除と制度全体の趣旨は異なること

について、入学時・在学中・卒業時の各段階で丁寧に説明・指導を行ってまいります。
自治体の皆様におかれましても、本制度の趣旨をご理解のうえ、関係施設等へのご周知にご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。
ご不明な点等がございましたら、協議会事務局までお問い合わせください。
今後とも、本協議会の取組に対し、変わらぬご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

外国人介護福祉士の地域定着推進に向けた支援制度の改定案内（海外事務所宛）

1. 趣旨・背景　本制度は、外国人介護福祉士の**地域定着を一層促進**することを目的に、従来の「給付型支援」に「貸与型支援」を組み合わせて見直すものです。
北海道「介護福祉士等修学資金貸付制度」（以下「道社協貸与」という。）を活用することで、**自治体負担を軽減しつつ支援総額を維持**し、介護人材の安定確保と介護サービスの質向上を図ります。

2. 支援スキームの変更概要

区　分		改正前	改正後	備考
1.最低就業期間		5 年間	**3 年以上**	道社協返還免除規定（3 年）と整合
2.留学生支援		3,700 千円	**3,700 千円**	総額は維持
内訳	特別交付税 留学生支援	3,700 千円	**2,860 千円**	自治体負担
	北海道社会福祉協議会貸与		**840 千円**	公的貸付を活用（生活資金等） 3 年未満離職時に勤務年数により返還
3.　留学生支援		3,700 千円	**3,700 千円**	北海道が予算措置「無」継続

※自治体支援分については、**5 年未満の離職でも返還義務は生じません**。
※道社協貸与分は、**3 年以上就労で返還免除**となります。

3. 改定の狙いと運用ルール

① **就業期間の合理化**　最低就業期間を 5 年から 3 年以上に短縮し、「まずは 3 年」という現実的目標を設定。心理的負担を軽減し、**5 年以上の定住・永住につなげる**段階的定着を促します。
② **自治体負担の軽減**　道社協貸与を組み込むことで、**自治体の財政負担を抑制**しつつ、学生への支援水準を維持します。
③ **返還ルールの明確化**　3 年未満で離職した場合は、**道社協貸与分のみ返還義務**が生じます。3 年以上就労した場合、実質的な条件変更はありません。
④ **学校による連帯保証**　特別な事由により学生が 3 年未満で離職し、返還能力がない場合には、**東川国際文化福祉専門学校が連帯保証責任を負います**。これにより、受入自治体・施設の経営リスクを最小化します。
※学生に対する求償権は放棄しません（代位弁済）。

留学生支援を受ける場合の就労先　上記の支援を受ける場合には、留学生支援を行った自治体での就労を優先とします。留学生が自由に就労場所を選択する時には留学生支援を受けない場合とします。従前同様に誓約書の提出を求めることになります。

外国人介護福祉人材育成支援制度 応募申込書 兼 誓約書

2026 年　　月　　日

外国人介護福祉人材育成支援協議会 会長（東川町長） 菊地 伸 様

東川国際文化福祉専門学校 校長 三宅 良昌 様

学生署名：　　印

（生年月日：　　年　　月　　日）

（国籍：　　）

私は、外国人介護福祉人材育成支援協議会が実施する「外国人介護福祉士育成事業」の趣旨を深く理解し、協議会が指定する地域において介護福祉士として活躍することを強く希望します。 つきましては、貴協議会が定める以下の事項を遵守することを誓約し、留学生支援への応募を申し込みます。

記

1. 学業および資格取得に関する事項

(1) 日本語学科において 1 年間、日本語コミュニケーション能力および日本語能力試験 N2 以上の取得を目指し、真摯に学習に取り組みます。

(2) 日本語学科卒業後、介護福祉科へ進学し、2 年間の課程を経て「介護福祉士国家試験」の合格を必達目標とします。

2. 卒業後の就労に関する事項

(1) 専門学校卒業後は、本制度による留学生支援を実施した自治体および当該自治体が指定する施設において、介護職員として就労します。

(2) 指定施設における就労期間は、最低 3 年以上（地域定着目標として 5 年以上）を継続することを確約します。

3. 支援金および修学資金の貸与・返還に関する事項

(1) 本制度による支援が「給付型（返還不要）」と「貸与型（返還義務あり）」の併用であることを十分に理解し、これに同意します。

(2) 北海道社会福祉協議会等から貸与される修学資金（総額 168 万円を想定）について、指定施設において **3 年間継続して就労した場合には、全額返還免除**となることを確認しました。

(3) 万が一、自己の都合により**就労期間が 3 年に満たず離職した場合には、未就労期間に応じた貸与金額を、定められた期日までに一括または分割にて返還する**ことを誓約します。

4. その他

(1) 本制度の目的である「地域への定着と共生」を常に意識し、日本の生活習慣ルールを守り地域住民との交流を深め、良き社会人として生活を送るよう努めます。

自治体負担軽減に向けて

留学生支援の見直しを令和 6 年度に実施したが、人件費および諸物価の高騰を受け、寮費についても令和 7 年度から改定が行われた。具体的には、月額 69,000 円から月額 89,000 円へと改定され、年額では 240,000 円の増額となっている。 このような状況下においても、令和 6 年度に見直した留学生支援の総額は変更せず、自治体の新たな負担増を求めることなく、実質的な負担軽減につながる施策を講じることとしている。 その一環として、各国の制度や取得状況の調査を踏まえ、母国における自動車運転免許証の取得を奨励する方針とし、令和 8 年 4 月 1 日からの実施を予定している。日本においては運転免許の切替手続を行うこととなるが、交通ルールの遵守徹底を図るため、関係機関と協議の上、講習会の充実に努める。 これにより、交通事故の防止を図るとともに、安全で安心な地域社会の形成に寄与することを目指すものである。

介護福祉学科入学予定者運転免許取得支援要綱（大野　山本）

第 1 条（目的）

本要綱は、本校（北工学園東川国際文化福祉専門学校）に入学を予定する海外留学予定者で在留資格「介護」及び特定技能「介護」(以下「介護職関係」という。)を志す者が、日本における生活及び就業に円滑に適応できるよう、母国における自動車運転免許証(以下「免許証」という。)の取得を支援することを目的とする。

第 2 条（対象者）

1.支援の対象となる者は、海外事務所（本校が指定する海外事務所）で日本において介護職関係業務に従事することが確認でき、かつ次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 日本への入国前の留学開始日から起算して 1 年以内に、母国又は当該国で免許証を取得し、取得国又は地域において通算 3 か月以上滞在していたことが確認できる者。

(2) 既に免許証を取得しており、当該免許証の取得国又は地域において通算して 3 カ月以上滞在していたことが、旅券（パスポート）等により確認できる者。

(3)当該免許証の取得国又は地域から日本に帰国した後、再び当該国又は地域において 3 か月以上滞在し、再取得又は運転を継続したことが確認できる者。

2.本校は、前項各号の確認にあたって、道路交通法施行規則第 39 条の2に基づく外国免許切替要件のうち、免許証の有効性及び取得国又は地域における通算 3 か月以上の滞在を確認し、その結果を海外事務所を通じて確認するものとする。

第 3 条（支援内容及び方法）

1. 本校は、母国における免許証取得に要する費用を、当該国の制度が定める標準的取得費用を上限として支援する。
2. 支援金は、事前に海外事務所に対して指定する口座へ振り込むものとする。
3. 本要綱に定める留学予定者に係る手続きの一切は、本校が指定する海外事務所において行うものとする。
4. 前項の事務取扱手数料は 1 件あたり 20,000 円を海外事務所に対して支払う。

第 4 条（返還規定）

1. 対象者が何らかの事情により本校への入学に至らなかった場合、又は入学までに免許証の取得に至らなかった場合には支払済みの費用は海外事務所を通じて一括返還する。
2. 前項にかかわらず、支援手続きに要した事務手数料については返還しない。
3. 返還に係る事務は海外事務所が担うものとする。

第 5 条（手続き）

1. 支援を希望する者は、海外事務所において必要な確認を行い、所定の申請書に必要書類を添えて本校に提出するものとする。
2. 本校は、申請内容により支援を決定する。

第 6 条（その他）

1. 支援の詳細については、別途「海外留学予定者運転免許取得支援実施細則」で定める。
2. 本要綱に定めのない事項については、校長が別途定める。

附　則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

（別表）

国	標準取得費用（現地通貨）	日本円換算額（参考）	手数料（現地通貨）	日本円換算額（参考）	その他費用	支援金上限額（円）
ミャンマー	500,000 ～ 600,000Ks	約 35,000 ～ 42,000 円	200,000 Ks	約 14,000 円	—	50,000 円
インドネシア	約 3,000,000Rp	約 35,000 ～ 40,000 円	500,000 Rp	約 6,000 円	—	50,000 円
タイ	6,000 ～ 7,000THB	約 25,000 円	200THB	約 920 円	500THB	50,000 円
ベトナ	約	約 28,500 円	150,000	約 760 円	1,000,000	110,000 円

ム	4,500,000VND		VND		VND	
韓国	約 1,000,000KRW	約 112,000 円	100,000 KRW	約 11,000 円	—	150,000 円
中国	約 7,000 ～ 16,000CNY	約 140,000 ～ 320,000 円	1,000CNY	約 20,000 円	—	150,000 円

海外留学予定者運転免許取得支援実施細則

（目的）

第 1 条 本細則は「海外留学予定者運転免許取得支援要綱」に基づき、支援に関する具体的な手続き及び運用に関する事項を定めることを目的とする。

（申請手続）

第 2 条 支援を受けようとする者は、次に掲げる書類を海外事務所（本校が指定する海外事務所）を通じて本校（北工学園東川国際文化福祉専門学校）に提出しなければならない。

1 運転免許取得支援申請書（別記様式第 1 号）

2 本校の介護職関係学科等への修学予定証明書（海外事務所発行）

3 母国における運転免許取得資格を有することを証明する書類（海外事務所確認済のもの）

4 費用の見積書または領収書

（審査及び決定）

第 3 条 本校は、前条の書類に基づき申請内容を審査し、支援の可否及び支援額を決定する。

（費用の支払い）

第 4 条 支援費用は、海外事務所に対し見積書に基づき概算額を支払い、領収書との照合のうえ精算する。

（返還の手続）

第 5 条 要綱第 4 条に定める返還に該当する場合、申請者は返還理由を記載した届出書を海外事務所に提出し、海外事務所を通じて本校指定口座に一括返還しなければならない。

2 返還額は支援額の全額とし、海外事務所の事務手数料を含まないものとする。

（報告義務）

第 6 条 海外事務所は、支援を受けた留学予定者から免許証取得後 30 日以内に免許証の写し及び領収書を提出しなければならない。

（その他）

第 7 条　本細則に定めのない事項については、別途本校が定めるところによる。

附 則

この細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行に必要な準備行為は、この施行の日前においても行うことができる。

特定技能「介護」在留資格者の養成（令和 7 年度）（富塚　山本）

本校が独自に特定技能「介護」人材を養成し、あわせて登録支援機関としての業務を担うのは、今回が初めての取組である。特に、受入先である島牧村は人口約 1,500 人の過疎地域であり、日常生活において自動車運転免許および自家用車は不可欠な生活基盤となっている。　このため、来日後おおむね 1 か月程度で運転免許の取得を支援し、その後、円滑に就職へとつなげている。

国等区分	人数	就職先	備　　考
インドネシア	6 名	旭川市	
フィリピン	2 名	島牧村	

事前教育の推進（富塚　山本　清水　石川）

介護福祉士の育成を目的として、下記の体験プログラムを策定した。招聘重点国はインドネシア、ベトナム、韓国、台湾の 4 か国とし、東川町の支援を得て実施したものである。参加者の募集については、東川町と連携している海外事務所を通じて実施した。

事前研修実施について

国名	実施期間	参加人数（　）は随行者数	協力連携事務所
インドネシア	7/26～8/10	12(2)	Japan　Study　Pass
韓国	9/21～9/28	5(1)	EJC 外国語学院
中国	11/9～11/15	5(1)	上海道草文化有限公司
ベトナム	1/18～1/24	3(1)	CMG グループ株式会社

2、体験の内容及び参加者からの感想は別添 2 の通り

介護福祉士育成のための留学前事前体験招致プログラム実施要項

（富塚　山本　清水　石川））

1、対象者

国外で N2 資格取得し介護福祉学科を目指す者又は N3 レベルで準備学生として介護福祉士を目指す者、及び国内で N3 レベル以上の日本語能力がある者で介護福祉学科又は準備学生として介護福祉士を目指す者(いずれも 2026 年 4 月入学)

2、事業主体

外国人介護福祉人材育成支援協議会（会長　東川町長　菊地　伸）以下「協議会」という。」

3、重点国

重点国はインドネシア、ベトナム、韓国、ミャンマー、中国、ネパールなどとし、海外事務所等と十分連携が可能な国とする。ただし、国内に在住の外国人については日本語学校との調整により行う。

4、対象者募集と確保

協議会が国内外の募集が及び確保が可能な法人等により行う。

5、実施期間

海外からの場合は 3 週間以内、国内の場合は 1 週間程度として 4 に定める法人等と協議し実施期間を定める。

6、費用負担

国内外からの募集等に係る次の費用は、東川町の支援を得て北工学園が負担する。

ア、現地企画募集費用

イ、往復交通費

ウ、滞在費

エ、現地体験費

オ、その他

７、体験プログラムの内容　　別表

8、その他

ア、参加した者は自国に対して日本の介護福祉をしつかりと伝えるものとする。

イ、本プログラムは２０２５ 年度の試行として実施し、次年度以降は今回の結果を踏まえ判断する。

別表　体験プログラム

体験プログラム	内　　容	担当等

1、移住環境体験	ア、役場を訪問し、町長など町の関係者との面談、町の生活環境やサービスなどの内容の説明　（ＣＩＲ）	
	イ、学生寮の訪問と説明　　学園行バス	
	ウ、シッピングや診療所	
	エ、旭川行きのバス停と乗り方	
	オ、その他（交流施設、スポーツ施設など）	
2、学習環境体験	ア、日本語集中講座	
	イ、北工学園の案内と模擬講座	
	ウ、外国人介護学生との対談と日本食交流	
	エ、日本語事前学習アプリなどの紹介と活用督励	
	オ、その他（介護の重要性を必要に応じてＣＩＲとともに伝える、奨学金の内容と５年間の勤務、配偶者帯同など）	
3、職場環境体験	ア、介護施設見学	
	イ、外国人介護福祉士などとの懇談	
	ウ、希望する自治体の施設とのプレマッチング	
	エ、入所者との交流体験　ゲームなど	
	オ、模擬介護体験 or 見学(プライバシーの配意)	

ア、今年度のモデルとして実施し、成果を踏まえて次年度の実施のための検討資料とする。

オンライン教育について(山本　清水）

オンライン教育については、モデル事業として、令和７年度にインドネシア国内３か所の教育機関を選定し、試行的に 12 月１日より開始した。（別紙 4-1）本来は、ガルト県知事と東川町との包括連携協定締結後の実施を予定していたが、インドネシア側の諸事情により協定締結が遅延した。このため、協定締結を待たずに試行を開始することが適当であると判断し、実施に至ったものである。　なお、最終的な包括連携協定は令和７年 12 月 17 日に締結している（別添３資料のとおり）。

実施している教育機関は次のとおりである。 試行の結果、参加学生の多くが仕事や学業と重複する時間帯での受講となっていることが判明した。今後、より充実した効果的なプログラムとするためには、実施時間帯の見直しおよび本校教員の安定的な確保が課題である。 これらの課題を解決し、「優秀な世界の人材を地域の未来へ」という理念の実現に向け、事業の質的向上を図っていく必要がある。 なお、実施校におけるアンケート結果等については、別添 4-2 のとおりである。

機関	代表	
Japanstudypass	Fitria Kaherunnisa	

PT Ciremai Fuji	Erik Sehril Rajah	
Sma Progresif Shslaswat	Iva NUrlaili	

認定日本語教育機関の申請について（平戸・伊藤日本語学科長・山本）

文部科学省が定める認定日本語教育機関の認定取得に向け、令和 8 年 1 月 29 日に認定ヒアリングを終え、現在は結果待ちの状況である。 本校は、日本語学科と介護福祉科を併設する専修学校であるという強みを最大限に生かし、日本語教育と専門教育を一体的に提供できる人材養成機関として、その役割を十分に果たすことができるよう、引き続き体制整備に取り組むものである。

日本語および介護教員が教育に専念できる体制づくり（大野・富塚・山本）

グローカルキャリアセンターの創設は、募集および事前教育から、在学中の支援、卒業後の就職および定着支援までを一貫して担う体制の構築を目的としている。 特に、教員が募集活動や就職あっせん業務に割く時間を軽減し、本来の教育活動および在学中の学生相談等に専念できる体制を整備することを重要な柱としている。

重点目標は次のとおりである。

ア. 日本語能力の向上（2025年12月の日本語能力試験結果は別添 5 の通りである。）

イ. 介護福祉士国家試験合格率の向上

WSDB の導入について（山本・清水）

課題となっていた在籍管理システム（WSDB）の導入については、令和 8 年 4 月 1 日からの運用開始に間に合うよう、2 月より研修に参加している。3 月中にデータ移行作業を行い、4 月より使用開始とする予定である。当面は日本語学科の学生を対象として運用を開始する。

職員研修および調査活動への参加（教育の質向上）（平戸・大野）

近年、職員が海外における介護の実情（先進事例および発展途上地域の事例）を学ぶ機会は減少しているが、このような時期だからこそ積極的に海外事例を学ぶ意義があると考えている。欧米における先進的な介護実践の事例を学ぶとともに、東南アジア地域において介護職を志向する社会的背景や環境を的確に把握することは、本校の教育内容および福祉分野への対応力向上の観点からも重要である。

特に、米国およびインドネシアに加え、デンマークの**ペダゴー（Pedagogue）制度**についても、3 月中旬から研修に参加する予定である。なおインドネシアについては9月と12月、ミャンマーについては2月に実施しはている。

研修先	訪問時期	訪問先等
アメリカ ロスアンジェルス	10 月 19 日～22 日	Nikkei Senior Gardens （https://nikkeiseniorgardens.com/）

		Sakura Gardens （https://sakuragardenslosangeles.com/）
デンマーク コペンハーゲン	3 月 17 日～	3/18（水） エグモントホイスコーレ 3/19（木） SOSU Østjylland 3/20（金） VIA University College 3/23 （月）午前：Børnehuset Mælkevejen（一般的な幼稚園/保育園）午後：福祉施設★ 3/24（火）Vesterbo Plejehjem（老人ホーム） 3/25（水） Nature kindergarden （幼稚園/保育園での野外活動を見学

民間企業の支援と福祉人材の社会的評価向上（大野・富塚・山本・石川）

本年度は、「認定日本語教育機関連携促進プログラム」の採択を受け、日本語教育機関として質の高い教育の提供に努めるとともに、民間企業との連携を通じた財政基盤の安定化および職員待遇の改善に取り組んできた。 また、日本および地域社会において高い評価を得ている企業が人材育成に参画することにより、特に社会的評価が十分とは言えない福祉分野に携わる人材の社会的地位および評価の向上にも資する取組を推進している。 なお、本事業を応援いただいている企業名は、匿名希望の企業を除き、次のとおりである。

良品計画	石渡電気株式会社	TTK	内田洋行	全麺協
ホリプロ	Mont-bell	HOKURIKU	R-body	パラマウントベッド
シネボイス	恩徳福士会	エタンセル	介護老人保健施設	ＳＡＴＯ社会保険労務士法人
コープさっぽろ	エアゥオーター北海道	ソロプチミスト旭川若葉	ポテト	旭川圭泉会病院
寿光会	ヤマサ暖房機器	旭川厚生病院	旭川ピースターズ	富良野ブルーリッジ
JAひがしかわ	東川商工会	ひがしかわ観光協会	東川建設業協会	藤田組
小岩組	HJK	エノ産業株式会社	昭和木材株式会社	東川振興公社
北の恵	東川町	匿名希望		

介護職の社会的評価向上に向けて（平戸・大野・富塚ほか全員）

介護人材の多くを外国人に依存せざるを得ない現状を踏まえると、国内における社会的評価の向上を図り、日本人の介護福祉士を育成していくことも重要な課題である。 このため、本校では学生の経済的負担の軽減に努めるとともに、地域自治体や高等学校と連携した取組を推進している。 現在、北海道

東川高等学校からは、東川町の支援もあり、10 名近い生徒が福祉分野を志望している。しかしながら、そのうち介護職を志望している生徒は現時点でいない状況である。今後は、介護職の専門性や社会的意義、将来性について積極的に発信し、職業理解を深める取組を強化することで、日本人学生の介護職志望者の増加につなげていく必要がある。

（参考として）

高校・自治体等・専門学校の三者連携による校納金無償化等を通じた
保育士、介護福祉士養成プロジェクト要綱（大野　富塚　山本　清水　石川）

第1　目的

少子化の進展に伴い、保育・介護など福祉分野における人材不足は深刻化しています。地域において必要な福祉サービスの水準を維持するためには、地元での人材育成と定着が不可欠です。

本プロジェクトでは、東川国際文化福祉専門学校が高等学校・自治体や自治体にある福祉施設等(以下「自治体等」という。)と連携し、校納金全額免除などの奨学金制度を創設して、若者や社会人の学びの機会を支援し、福祉人材の育成と地域への定着を図ります。

第2　三者連携の形態

本プロジェクトにおける「三者連携」とは、高等学校・自治体等・専門学校が、以下のいずれか、または両方の形で協力することをいいます。

(1) 自治体内連携
高等学校と所在自治体等が、地域福祉人材育成を教育の一環として位置づけ、東川国際文化福祉専門学校と協力連携するもの

(2) 自治体間連携
高校生の居住地自治体等が、高等学校と連携し進学支援と地域定着を目的として、東川国際文化福祉専門学校と協力連携するもの

第3　定義

この要綱に定める用語の定義は、次のとおりです。

(1)　新卒者とは、各種学校、高等学校、短期大学、大学を卒業後 5 年未満の者、または卒業見込みの者をいう。

(2)　リカレント希望者等とは、ハローワークの教育訓練給付制度を利用する者以外の者で、自治体等が支援対象と認めた者、または新卒後 5 年以上が経過し、福祉資格の新規取得を希望する者をいう。

第4　制度の内容

1、新卒者を対象として福祉人材育成プロジェクト

(1) 校納金の無償化

地元の高校や自治体等と連携し、福祉分野を志す高校生を対象に、次の制度を実施します。

学科と取得資格		自治体等の奨学金	東川町・東川国際文化福祉専門学校の支援
こども学科	保育士	自治体等が独自に定める奨学金の給付　50万円/年額	校納金から自治体等奨学金を控除した額を負担(高等教育の修学支援制度の対象となる場合には当該制度を併用)
	幼稚園教諭 保育士	自治体等が別に定める奨学金の給付　70万円/年額	
介護学科	介護福祉士		

注:自治体等の奨学金の給付基準や財源は、自治体等の独自基準とし、財源は「ふるさと納税(個人や企業)」を充当するなど、自治体等の独自施策になります。

(2) 東川国際文化福祉専門学校では、高等学校または自治体等から推薦のあった者について面談の上、学習や福祉活動への意欲を確認し、養成します。

(3) 推薦枠は定員数の 2 分 1 の範囲内で東川国際文化福祉専門学校が定めます。

(4) 入寮の場合

遠隔地通学となるため入寮する場合には、東川町の支援により寮費月額 49,000 円～55,000 円の負担となります。ただし、高等教育の修学支援制度が対象となる場合は「給付型奨学金」を活用し、また保護者の意向を踏まえ北海道社会福祉協議会の修学資金貸付制度を活用し、負担軽減を図ります。

2、リカレント希望者等の人材育成プロジェクト

(1) 校納金

社会人や地域住民(学校卒業後、5年以上経過した者)が学び直し(リカレント)、福祉分野の資格を取得する制度です。

学科と取得資格		自治体等の奨学金		
		あ　り		な　し
		奨学金	個人負担額	個人負担額
こども学科	保育士	自治体等が独自に定める奨学金の給付　年額25万円	年額24 万円 月額 2 万円	年額48万円 月額 4万円
	幼稚園教諭 保育士	自治体等が独自に定める奨学金の給付　年額 40 万円	年額24万円 月額 2万円	年額60万円 月額 5万円
介護学科	介護福祉士			

注:自治体等の奨学金の給付基準や財源は、自治体等の独自基準とし、財源は「ふるさと納税

（個人や企業)」を充当するなど、自治体等の独自施策です。

(3) 推薦枠及びリカレント学生枠数は、各学科の定員数は 2 割以内とします。

(3) 入寮等の場合

遠隔地通学となるため入寮する場合には、東川町の支援により寮費月額 49,000 円～55,000 円の負担となります。(また寮以外に生活の拠点も可能) ただし、北海道社会福祉協議会の修学資金貸付制度を活用し、負担の軽減を図ります。

第5　期待できる効果

(1) 学生

ア、校納金の全額負担ゼロ

イ、経済的な事由で進学を諦めていた学生への教育機会提供

ウ、卒業後、就職先などが確保される安心感　地域おこし協力隊としての任用と正規職員への可能性

(2)　高校

ア、学生確保の魅力(専門学校との連携による一貫教育)向上

イ、学校と地域密着による学校価値の向上(教育ブランド強化)

ウ、進路支援幅の拡大

(3) 自治体等

ア、地域を担う福祉人材確保

イ、福祉サービスの安定供給　持続可能な福祉維持システムの構築

ウ、若者の地域定着による人口確保

(4) 専門学校

ア、安定した学生数確保による人材育成に必要な学校の持続

イ、地域自治体等との連携による実践的な教育の展開(社会的価値向上)

ウ、高校との連携による一貫教育の展開

(5)　福祉業界

ア、慢性的な人材不足に対応

イ、地域密着型人材養成とサービス確保と向上

ウ、福祉人材育成の一つのモデル

令和７年〇月〇日

〇〇高校
校長　〇〇　〇〇〇様

学校法人東川国際文化福祉専門学校
校長　三宅良昌

福祉人材育成・校納金無償化プロジェクトのご案内
高等学校・自治体・専門学校の連携による新卒者支援について

日頃より教育の充実にご尽力いただき、深く敬意を表します。

さて、少子化が進む中、福祉分野の人材不足は深刻な社会問題となっており、同時に経済的理由により進学を断念する生徒への支援も重要な課題となっております。

この度、当校では東川町との連携により、福祉分野を志す新卒者への画期的な支援制度「福祉人材育成・校納金無償化プロジェクト」を提案させていただきます。貴高校と地元自治体の連携により地域福祉人材の確保と地域定着を進め、地域力を維持発展させようとするものです。

制度の詳細につきましては、要綱「高校・自治体等・専門学校の連携による福祉人材(保育士、介護福祉士)養成と校納金無償化等プロジェクト要綱」のとおりです。

地域の未来を担う若者たちの夢を実現し、同時に地域社会に貢献できる人材を育成するため、ぜひとも本プロジェクトへのご参画をご検討いただければ幸いです。なお、本プロジェクトへの参加依頼につきましては、貴自治体首長様にも別途ご案内差し上げております。

詳細につきましては、要綱をご参照いただき、ご不明な点やより具体的なご相談につきましては、必要に応じて直接ご説明に伺わせていただきます。お忙しい中恐縮ですが、貴校並びに貴自治体首長様ともご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】
学校法人　東川国際文化福祉専門学校
担当　平戸、大野、富塚、堂馬、清水、石川
〒071-1946 北海道上川郡東川町進化台 TEL：0166-82-4520　0166-82-3556
E-mail：hokkogakuen@hokko.ac.jp

令和７年〇月〇日

〇〇　長　〇〇〇〇〇　様

学校法人　東川国際文化福祉専門学校
校長　三宅良昌

福祉人材育成・校納金無償化プロジェクトのご提案
高等学校・自治体・専門学校の連携による地域福祉人材確保について

平素より地域福祉の向上にご尽力いただき、心より敬意を表します。

さて、少子化の進展により、保育・介護など福祉分野における人材不足が深刻化していることは、貴自治体におかれましても重要な課題と認識されていることと存じます。

この度、当校では地域の福祉人材確保と若者の地域定着を目的とした「福祉人材育成・校納金無償化プロジェクト」を企画いたしました。本プロジェクトは、高等学校・自治体・専門学校の三者が連携し、福祉分野を志す新卒者の経済的負担を大幅に軽減することで、地域に根差した福祉人材の育成を図るものです。

制度の詳細につきましては、要綱「高校・自治体等・専門学校の連携による福祉人材(保育士、介護福祉士)養成と校納金無償化等プロジェクト要綱」のとおりです。

詳細につきましては、要綱をご参照いただき、ご不明な点やより具体的なご相談につきましては、必要に応じて直接ご説明に伺わせていただきます。地域の未来を担う福祉人材育成のため、ぜひとも貴高校とも前向きなご検討をお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】
学校法人　東川国際文化福祉専門学校
担当　平戸、大野、富塚、堂馬、清水、石川

〒071-1496　　北海道上川郡東川町進化台
TEL：　0199-82-3566　0166-82-4520
E-mail：　hokkogakuen@hokko.ac.jp

報道機関を通じた啓発活動（大野・富塚・山本・清水・石川）

本校では、報道機関を通じて介護職の必要性や業務の社会的意義を広く発信し、社会的評価の向上を図るための啓発活動に取り組んでいる。 具体的には、新聞記者やテレビカメラマンに現場への同行を依頼し、介護現場の実情や人材確保の厳しい現状について取材・報道を通じて広く社会に伝えている。これにより、介護職の専門性ややりがい、地域社会における重要性について理解促進を図っている。 以下は、本校の取組に関連して掲載・放映された記事および報道内容である。

UHB: 異国の若者たちが熱い視線『カイゴ』の意味は…日本の公的介護制度_留学生が「介護」学び国家資格取得へ一高齢化進み 2040 年“57 万人”もの人材不足懸念_北海道東川町とインドネシア・ガルト県が連携へ

FNN・UHB :異国の若者たちが熱い視線『カイゴ』の意味は…日本の公的介護制度_留学生が「介護」学び国家資格取得へ一高齢化進み 2040 年“57 万人”もの人材不足懸念_北海道東川町とインドネシア・ガルト県が連携へ - YouTube

Yahoo news 町唯一の特養ホームが閉鎖危機 救ったのはインドネシア人介護士 日本人だけでは支えられない“終の棲家”（北海道ニュース UHB） - Yahoo!ニュース

北海道新聞 介護人材確保へ新戦略　インドネシアの留学生に「1 人年 370 万円支給」　東川町など 32 市町村：北海道新聞デジタル

介護人材留学生、10 月から受け入れ　東川町がインドネシアで協定締結合意：北海道新聞デジタル

介護担い手、インドネシアから　東川町など現地と 5 月協定　道内各地へ供給目指す：北海道新聞デジタル

ニツポンドットコム　https://www.nippon.com/ja/japan-topics/b107011/　（事業採択前）

東川国際文化福祉専門学校　YOUTUBEでの発信　✨『福専祭』初日 ❗ 2025 東川国際文化福祉専門学校✨10 月 11 日 - YouTube

東川国際文化福祉専門学校さんのイベント紹介になります！✨🏫　Jomi Expresser がライブ配信中！ - YouTube

北海道 東川国際文化福祉専門学校さんの開校 50 周年を記念して桜の植樹イベントが開催されました！🌸2025.9.11 - YouTube

就職および地域定着に向けて（富塚・山本・清水・石川）

介護学科の留学生については、留学生支援の対象となる段階から就職内定を得られる体制を構築している。また、夏季休業期間や介護実習を通じて地域住民との交流機会を積極的に設け、互いの顔が見える関係性を築くことにより、強固な信頼関係の醸成と地域住民としての定着を目指している。具体的には、地域住民との交流活動として「そば打ち段位」の取得への挑戦、地域住民とともに健康づくりやコンディショニングを行う活動、さらには北海道の冬の特色を生かした活動への参加など、地域と関わる機会を通じたスキルアップにも取り組んでいる。これらの活動は、地域理解の深化と帰属意識の醸成につながるものと位置付けている。

国家試験不合格者に対する支援（富塚・石川・清水）

これまでの実績および地域の期待を踏まえ、介護福祉士国家試験の合格率については最終目標を100%としている。 万が一、不合格者が生じた場合には、再挑戦の機会を確保し、確実な合格につなげるための支援体制を整備する。令和 8 年 4 月からの新体制においては、オンライン教育の活用による補講や個別指導の強化に取り組む予定である。また、特定技能「介護」の在留資格者が必要とする 450 時間の介護職員初任者研修等については、日本語学科在学中の受講と、就労現場での実務経験を通じた受講の双方から支援できる体制を整備する計画である。

外国人留学生数の実績と今後の予測（大野・富塚・山本）

下記の表は、これまでの留学生数の実績および令和 8 年度入学者の予測を示したものである。全国的に介護福祉士養成学科の入学者数が減少している中、本校においては、自治体と協議会を設立し、「共に育成する」という理念を強く共有してきたこと、さらに寮費支援をはじめとする学生支援策の充実、海外における積極的な広報・啓発活動の展開、留学前の事前体験招致の試行などの取組により、一定数の海外留学生を確保できている。これにより、地域における介護福祉サービスの維持が可能であると見込んでいる。また、課題となっていた複数人配置体制や協議会参加自治体の増加にも、柔軟に対応できる体制が整いつつある。

区　　分		2023 年 令和 5 年	2024 年 令和 6 年	2025 年 令和 7 年	2026 年 令和 8 年
定員数		80	80	80	80
	日本人学生	19	23	21	12
	海外留学生	29	21	46	58
	留学生比率	60.42	47.7.3	68.66	82.86
合計		48	44	67	70
定員充足率		60.0	55.0	83.75	87.50

令和 8 年度留学生支援および自治体支援予定数（大野・富塚・山本）

正会員 33 自治体のうち、令和 8 年度における支援意向留学生数は 39 名となっている。一方、令和 8 年度の入学予定者数は 58 名であり、支援意向数との差は 19 名となる見込みである。この 19 名については、複数人雇用の推進（地域おこし協力隊員としての受入れを含む）や、正会員以外の自治体に対する新規加入の働きかけを行うことにより、受入れ体制の拡充を図る計画である。今後も、自治体との連携を強化しながら、地域において不足している介護人材の確保に努めていく方針である。

令和 8 年度　支援希望団体と支援人数

自治体名	希望人数	自治体名	希望人数	自治体名	希望人数
東川町	2	幌加内町	2	鷹栖町	3
愛別町	2	浜頓別町	2	滝上町	2
枝幸町	2	美瑛町	2	南富良野町	1
豊富町	1	湧別町	2	幌延町	2
礼文町	1	紋別市	2	中頓別町	1
津別町	2	富良野市	2	剣淵町	1
中富良野町	2	当麻町	2	初山別町	2
利尻富士町	2				
22 自治体　39 名支援意向					

参考　正会員「令和8年度要望調査」依頼及び回答表　別添 6 の通りである。

地域おこし協力隊制度の利活用～地域における人間関係構築と地域定

（大野　富塚　山本　清水　石川）

東川国際グローカルキャリアセンターでは、次のような計画も策定し、協議会会員へ案内している。

地域おこし協力隊制度	条件	委託費用の内訳
1.おためし地域おこし協力隊 地域との関係性構築	2 泊 3 日以上	委託費内訳　300(特別) ・募集費　50 ・体験プログラム　150 ・企画費　200 本人派遣費、報償費
2.地域おこし協力隊インターン 地域との関係性構築	2 週間以上 3 ケ月以下	委託費内訳　550(特別) ・募集費　50 ・体験プログラム　300 ・企画費　送迎費 本人派遣費　200 活動費　168(特別)

		・報償費　168
3.地域おこし協力隊 地域定着の推進 手厚い支援	3 年間の毎年更新	・住宅支援　家電・家具の貸与 ・通勤車貸与 ・相談体制 ・家族帯同支援　など

注:地域おこし協力隊での任用にいたらない場合であっても、自治体や職場の職員などや住民との交流により相互理解を深めるため 1 及び 2 については実施することを前提とする。

地域おこし協力隊および介護福祉士等（特定技能「介護」を含む）の自治体間融通
（大野・富塚・山本・清水・石川）

次のアまたはイに該当する場合には、本校が有料職業紹介事業者として、また特定技能「介護」に該当する場合は登録支援機関として、自治体間の就労あっせんを行う。ただし、外国人介護人材育成支援協議会の構成自治体間でのあっせんについては、手数料を免除するものとする。

ア　地域おこし協力隊員として 2 年以上従事し、任期満了または離職後に他地域での就労を希望する場合

イ　地域おこし協力隊以外の立場で就労していた者が離職し、他地域での就労を希望する場合

本制度は、自治体間の人材循環を円滑にし、広域的な介護人材確保と定着を支援することを目的とするものである。

地域おこし協力隊員として地域福祉を担う自治体（大野・富塚・山本・清水・石川）

現在、地域おこし協力隊として委嘱し、介護福祉士資格を有する人材が地域協力活動に従事している自治体は、以下の 3 自治体である。今後、入学者数の増加に伴い、複数人の配置も可能となる見込みであることから、定数外職員としての活用を通じて、介護サービスの充実および地域福祉の維持・向上に大きく貢献するものと期待している。本取組は、地域における慢性的な介護人材不足の解消と、持続可能な地域福祉体制の構築を目的とするものである。

比布町	幌加内町	湧別町

地域の特性を生かしたキャリア形成等の活動（富塚・石川・清水）

（1）冬の特性を生かした取組　東南アジアを中心とした国・地域の出身者にとって、雪は憧れの対象である一方、生活上克服すべき課題でもある。そこで本校では、冬をより豊かに暮らす契機として、クロスカントリースキーの普及に取り組む計画である。 雪国ならではの活動を通じて地域住民と交流することは、豪雪地域における生活理解を深めるとともに、地域定着の促進にも資するものと考え、試行的に展開している。 なお、本取組に係る担当として、令和 7 年 10 月より石川英樹を採用している。

（2）耕生活動を生かした地域交流

本校の特色ある教育活動として、「大地を生かし、種と水と太陽の力で新しい生命を育む農業活動」を重視している。その一環としてそば畑を整備し、収穫したそばを文化祭等で地域住民に振る舞うことで、地域交流の促進を図っている。そば打ちについては、全麺協北海道支部の全面的な協力を得て講習会を実施し、初段以上の技術習得を目指している。 これは、将来地域へ就職した際に、日本の伝統文化であるそば打ちを地域住民と共に楽しむ、あるいは高齢者施設入所者へ提供するなど、地域融和を促進する有効な手段となるものであり、共生社会の実現に貢献する取組である。 講師は同支部へ依頼し、派遣形式により実施している。

（3）日本語以外のコミュニケーション能力向上

東川町の支援のもと、本校の名称にある「国際文化」「国際」の理念を踏まえ、英語によるコミュニケーション能力向上プログラムを検討している。町の協力を得て、地域おこし協力隊制度を活用した英語教育支援を構想しており、試行として近隣高校生と本校学生が混成グループで学ぶ機会を設け、相互刺激による学習効果を高めている。 令和 8 年度からの本格実施を目指している。

（4）R-body と連携したコンディショニング学習

健康的な生活を維持するためには、身体のコンディショニングの重要性が高いことから、東川町と連携し、東京に本社を置く R-body と協働して、コンディショニングに関する体験学習を実施している。民間資格取得制度も活用しながら、介護福祉士が高齢者施設入所者や過疎地域住民に対して健康づくりを支援できる能力の育成を目指している。これは、地域住民との融和および共生社会の実現という観点からも意義ある取組であり、継続的に推進していく方針である。

（5）外国人留学生キャリア形成促進プログラムへの申請

これまで、介護福祉人材育成分野は対象外との判断から当該プログラムへの申請は行ってこなかった。

しかし、「介護福祉科」は職業実践専門課程の認定を受けており、日本語能力の向上や文化・スポーツ分野でのスキル習得は、介護分野にとどまらず、幅広い分野での活躍につながるものであるとの認識に立ち、現在申請を行っている。本取組を通じ、外国人留学生の多様なキャリア形成を支援し、就業の安定化に取り組むものである。

最後にグローカルキャリアセンターの自立に向けて

今回の7カ月の総合的な実施計画に携わる中、必要な人件費は最低 40,000 千円、事業費 10,000 千円の 50,000 千円が必要と算定される。その人件費確保計画としては、次のものを見込んでいる。

（収入確保対策）

収入区分	年　　度　　単位:千円				
	８年度	９年度	１０年度	11 年度	12 年度
国際推進事業	27,0000	27,000	0	0	0
授業料（純増）	10,000	15,000	25,000	25,000	25,000
短期研修収入	5,000	6,000	7,000	8,000	8,000
特定技能　登録支援料	5,000	7,000	13,000	13,000	13,000
企業版ふるさと納税	5,000	7,000	10,000	10,000	10,000
合計	52,000	55,000	55,000	56,000	56,000

注:人件費 40,000 千円には民間からの派遣者にかかるものも参入している。

以上、令和 7 年度に取組んだ成果として報告いたします。

令和7年3月2日

学校法人　東川国際文化福祉専門学校

担当　平戸、大野、富塚、堂馬、清水、石川

取り纏め整理　松岡